

第 6 回

富里市農業委員会議事録

令和 2 年 6 月 3 日（水）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第6回）

日 時 令和2年6月3日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
 - 4 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 - 5 議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
について
 - 6 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に
ついて
 - 7 報告第1号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
 - 8 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
 - 9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

出席委員（8名）

1番	篠原美恵子	2番	相川克義
3番	細野明	4番	藤崎芳久
5番	森田孝子	6番	篠原茂美
7番	伊井義則		

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員

出席（8名）

麻生和久	本橋春夫
出山誠一	國本茂
皆川幸雄	吉川孝男
田上友子	野島勇志

欠席（4名）

池田正巳	篠原弘安
相澤直哉	小林千代藏

◎開 会

議 長 これより令和2年第6回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中7名ですので、会議は成立しております。

(午前10時15分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

伊井義則君、篠原美恵子君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 使用貸借権設定1を議題とします。

事務局の調査の結果について説明を求めます。

事 務 局 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 使用貸借権設定1について報告します。

土地の表示、権利者、義務者は議案記載のとおりで、面積は1筆449㎡です。

申請地は、こひつじ保育園から南に3kmほど進み、T字路を左折、300mほど先を左折し、400mほど行った左手に位置します。

農地区分は第1種農地ですが、農家分家住宅であり、地域農業における担い手の確保に資する施設と認められることから、農地法施行規則第33条第4号に該当し、不許可の例外に当たります。

農振関係は令和2年2月3日付け除外になっております。

申請地の状況は農地で、耕作されておりました。

申請地の違反はありません。

転用の用途は、専用住宅及び車庫用地です。概要は、木造2階建て、建築面積は71.21㎡です。車庫は3台分のカーポートで建築面積51.10㎡です。

転用の事由は、実家に祖父母、両親と同居しておりましたが、結婚を機に富里市御料のアパートに居住しました。しかし、妻と子供3人の5人家族では手狭なため、住宅を建てることにしたそうです。

土地の選定理由は、農地後継者として従事していくことを考え、実家にほど近い当該地を選定したとのことです。

進入路は市道により確保されております。

事業にかかる総額は1,584万円です。

資金については全額自己資金で、事業総額を上回る金融機関の残高証明書が添付されておりました。

過去の転用許可の有無はなしで、第三者の権利もありません。

工期は、令和2年8月から12月までの4カ月の計画となっております。

他法令について、都市計画法関連は6月上旬に提出予定です。

事業区域内に農地以外の土地はありません。転用面積は、適当と思われれます。

土砂等流出対策については、住宅はできるだけ低く抑え、極力小規模なものとしており、コンクリートブロック積みにより防止するとのことです。

土砂搬入計画はありません。

工事期間中の防災計画は、工事中はトラロープ・バリケード等により区切り、関係者以外の侵入がないようにするとのことです。

ガス、粉じんの発生はございません。

排水計画について、雨水処理については敷地内浸透処理、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、宅内既設のU字溝を経て河川へ放流します。

日照、通風等による支障はないと思われれます。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしているものと考えます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第3、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、5月21日付けにて富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の3ページに3年新規、畑1筆5,320㎡、次第の4ページに6年新規、田1筆717㎡。以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎議案第3号

議 長 日程第4、議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明します。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、5月25日付けにて富里市長より、農用地利用配分計画(案)についての意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の5ページに3件ございます。

計画に記載されている農地情報は、公簿上の記録と一致しており、第三者の権利もありませんので、計画に問題はないと思われます。

以上です。

議長 議案第3号について意見を求めます。

意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

本案は意見なしとする旨市長へ答申することに決定しました。

◎議案第4号

議長 日程第5、議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料をご覧くださいと思います。

まずⅠ、農業委員会の状況の農業の概要についてでございますが、耕地面積は、田が220ヘクタール、畑が2,250ヘクタール、計が2,470ヘクタールです。

経営耕地面積は、田が147ヘクタール、畑が1,555ヘクタール、普通畑が1,515ヘクタール、樹園地40ヘクタール、計が1,702ヘクタールで、農林業センサスの面積となります。

遊休農地面積は、田が38.1ヘクタール、畑が30.0ヘクタールで、普通畑が30.0ヘクタール、計は68.1ヘクタールです。今年の農地の利用状況調査の数字となります。

農地台帳面積は、田が267.5ヘクタール、畑が2,442.7ヘクタールで、内訳としましては、普通畑が2,439.8ヘクタール、牧草畑が2.9ヘクタールで、計は2,710.2ヘクタールです。

次に、農家数については、総農家数が927戸、自給的農家数が140戸、販売農家数が787戸で、その内訳としましては、主業農家数が467戸、準主業農家数が110戸、副業的農家数が210戸で、全て農林業センサスの数字です。

右の農業者数は、農業就業者数が1,910人で、その中で女性が919人、40代以下が254人で、こちらも全て農林業センサスの人数です。

さらに、右側の経営数については、認定農業者が222人、基本構想水準到達者が49人、認定新規就農者が10人、農業参入法人については24法人です。

次に、農業委員会の現在の体制についてですが、農業委員の任期満了年月日は、令和2年

7月19日となります。

農業委員数については、令和2年3月31日現在、定数が8名で実数が7名となります。そのうち認定農業者が4名、女性が2名、中立委員が1名です。

農地利用最適化推進委員の定数と実数は12名で、地区数は6です。

次のページをご覧ください。

Ⅱ、担い手の農地の利用集積・集約化の現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積が2,470ヘクタールで、農政課の調査をもととしたこれまでの集積面積は212.7ヘクタール、集積率は8.61%です。

課題としては、利用集積については、ほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要である。今後、啓発活動を実施し、新規の掘り起こしを行うとしておりました。

2番目の令和元年度の目標及び実績につきましては、集積目標が219.7ヘクタールに対し集積実績が256.9ヘクタールです。うち新規実績は29.7ヘクタールで、達成状況は116.93%でした。

3番目の目標の達成に向けた活動については、活動計画は、農業委員会の活動内容のPRを含め、担い手に内容の周知を図る。各担い手の農業経営規模、また、目標に沿った利用集積を推進するとしており、活動実績は、市農政部局及び農業委員活動を通じて、利用集積を図ったとしました。

4番目の目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価と活動に対する評価ともに適正であるとしてしました。

次のページをご覧ください。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状及び課題についてですが、新規参入の状況について、新規参入者と取得した農地面積は28年度新規参入者数が4経営体で、農地面積として3.7ヘクタール、29年度新規参入者数が1経営体で、0.6ヘクタール、30年度新規参入者数が3経営体で、2.5ヘクタールとなります。

課題につきましては、経営者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の育成を市農政部局と連携を図りながら推進する必要があるとしてしました。

2番目の令和元年度の目標及び実績については、参入目標の5経営体に対し、参入実績は1経営体で、達成状況は20%となりました。

面積については、参入目標面積5ヘクタールに対し、参入実績面積は1.0ヘクタールで、達成状況は20%です。

3番目の目標の達成に向けた活動についての活動計画は、農政担当課と連携し、制度の啓発や担い手の育成確保を図るとしておりました。

活動実績については、新規就農者からの相談を受け、指導を行ったとしました。

4番目の目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価を適正であるとししました。活動に対する評価は、農業従事者の高齢化が進んでいることから、若い世代の就農者を確保する必要があるとしました。

次のページをご覧くださいと思います。

IV、遊休農地に関する措置に関する評価の現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積が2,538.1ヘクタールで、遊休農地面積は68.1ヘクタールです。割合としては2.68%です。

課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が必要としました。

2番目の令和元年度の目標及び実績については、解消目標が3ヘクタールに対し、解消実績は2.0ヘクタールで、達成状況は66.67%です。

3番目の目標の達成に向けた活動について、まず、活動計画ですが、農地の利用状況調査は、調査委員数を22人、調査実施期間を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を9月から10月としました。調査方法としては、令和元年8月、9月の農業委員会審査会や総会后、農業委員及び農地利用最適化推進委員と農業委員会事務局において、農地の利用状況調査を実施するとしました。農地の利用意向調査実施時期を10月から11月としております。

次に、活動実績ですが、農地の利用状況調査について、調査委員数を22人、調査実施期間を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を9月から10月に行ったとしております。

農地の利用意向調査は、調査実施時期を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を10月から11月に行っています。

第32条第1項第1号の該当は、調査数4筆、調査面積は2.1ヘクタールとなっております。

4番目の目標及び活動に対する評価の目標に対する評価と活動に対する評価は適正であるとししました。

次のページをご覧ください。

V、違反転用の適正な対応の現状と課題についてでございますが、現状は、管内の農地面積が2,470ヘクタールで、違反転用面積は9.4ヘクタールです。課題としては、他法令に関連しているなど、農地法のみでの解決が困難であるとししました。

2番目の令和元年度実績については、ございませんでした。

活動計画及び実績並びに評価についてですが、活動計画は通年、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動やパトロールを実施する。継続した指導・監視が必要としました。

活動実績は広報紙の活用による啓発やパトロールを実施したとし、活動に対する評価は、適正であるとししました。

次のページをご覧ください。

VI、農地法等により、その権限に属された事務に関する点検の農地法第3条に基づく許可事務についてでございますが、1年間の処理件数は30件、うち許可30件、不許可はございませんでした。点検項目で、事実関係の確認の実施状況としては、許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施していることから、特に是正措置は必要ないものと考えます。

総会等での審議の実施状況は、関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

申請者への審議結果の通知の実施状況は、申請者へ総会等で指摘や許可条件等を説明した件数の30件全てが許可となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、掲示及び縦覧しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

処理期間の実施状況は、標準処理期間を申請書受理から28日となっておりますが、処理期間平均は13日で許可に至っておりますので、円滑であり、特に是正の必要はないものと考えております。

2番目の農地転用に関する事務については、前年、農地転用申請が49件ございました。点検項目で、事実関係の確認の実施状況は、許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

総会等での審議の実施状況は、関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、掲示及び縦覧に供しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

処理期間の実施状況としては、許可申請から意見を添付して県に進達するなどの期間が、平均で15日となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

次のページをご覧ください。

3番目の農地所有適格法人からの報告及び対応の農地所有適格法人からの報告についての報告書については、管内の農地所有適格法人数は24法人、うち報告提出農地所有適格法人数15法人、うち報告の督促を行った農地所有適格法人数0法人、うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数0法人、うち報告を提出しなかった農地所有適格法人は9法人です。提出しなかった理由としては、休業中の法人及び作業中のためです。

農地所有適格法人の状況でございますが、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人はございませんでした。

4番目の情報の提供等の点検項目で、貸貸借情報の調査・提供の実施状況としては、調査対象貸貸借件数が、筆数で178筆になります。公表時期は、令和2年1月です。情報の提供方法としては、ホームページに掲載、農業委員会事務局にて閲覧可能としております。特に是正の必要はないものと考えます。

農地の権利移動等の状況把握の実施状況としては、調査対象の権利移動等が964件で、内訳としては3条許可申請が30件、利用権設定が934件の合計となります。取りまとめ時期は、令和2年3月です。

情報の提供方法としては、農業委員会事務局に備えつけるとしております。特に是正の必要はないものと考えております。

農地台帳の整備の実施状況としては、整備対象農地面積は2,710.2ヘクタールで、農地台帳上の面積です。データ更新は、農地の利用状況調査結果、相続等の届け出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、随時更新しております。特に是正の必要はないものと考えております。

次のページをご覧ください。

VII、地域農業者からの主な要望・意見及び対応内容についてですが、農地利用最適化に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務について、適正に処理されているとしております。

VIII、事務の実施状況の公表等の総会等の議事録の公表については、ホームページに公表しております。

2番目の農地等利用最適化推進施策の改定についての意見の提出については、特にありませんでした。

3番目の活動計画の点検・評価の公表については、掲示及び縦覧しております。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎議案第5号

議 長 日程第6、議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明します。

お手元の資料をご覧ください。

まずⅠ、農業委員会の状況についてですが、先程、説明しました令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と同じ内容ですので、省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題についてですが、管内の農地面積は2,470ヘクタールで、農政課の調査をもととしたこれまでの集積面積が256.9ヘクタール、集積率は10.40%です。

課題としては、利用集積についてはほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要である。今後、啓発活動を実施し、新規の掘り起こしを行うとしました。

次に、2 令和2年度の目標及び活動計画については、富里市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針に基づき、新規集積面積の目標を7ヘクタールとし、集積面積を263.9ヘクタールとしました。

目標設定の考え方は、耕作放棄地やヤミ耕作地の解消を図るとしました。

活動計画としては、農業委員会の活動報告を含め、担い手に内容の周知を図る。また、通年においても農地を貸したいという所有者に対して、各担い手の農業規模に沿った利用集積を推進するとしました。

次に、Ⅲ 新たな農業経営を行う者の参入促進の現状と課題についてですが、新規参入の状況は、平成29年度新規参入者が1経営体、30年度新規参入者が3経営体、令和元年度新規参入者が1経営体でした。

課題としては、認定農業者については、未更新等により減少傾向にある。また、経営者の高齢化が進んでいることから、新たな担い手育成を市農政部局と連携を図り推進する必要があるとしました。

2番目の令和2年度の目標及び活動計画については、指針に基づき目標を5経営体としました。活動計画については、農政担当課と連携し、制度の啓発や担い手の育成確保を図るとしました。

次のページをご覧ください。

Ⅳ 遊休農地に関する措置の現状と課題についてですが、現状の管内の農地面積が2,538.1ヘクタールで、遊休農地面積は68.1ヘクタールです。割合は、2.68%となります。

課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が必要としました。

2の令和2年度の目標及び活動計画については、目標の遊休農地の解消面積を指針に基づき3ヘクタールとしました。目標設定の考え方は、草刈り等で耕作できる農地の解消を早期の目標とするとしてしました。

次に、活動計画についてですが、農地の利用状況調査は、調査員を20人、調査実施期間を8月から9月とし、調査結果取りまとめ時期は9月から10月を予定しております。

調査方法としては、令和2年の8月と9月の農業委員会審査会や総会后、農業委員と農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局において、農地の利用状況調査を実施するとしました。

農地の利用意向調査は、実施時期を10月から11月として、調査結果取りまとめ時期は11月から12月ごろを予定しております。

次に、Ⅴの違反転用の適正な対応の状況と課題についてですが、管内の農地面積が2,470ヘクタールで、違反転用面積は9.4ヘクタールです。

課題としては、他法令に関連しているなど、農地法のみで解消が困難であるとしてしました。

令和2年度の活動計画は、通年、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動やパトロールを実施する。継続した指導・監視が必要としました。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について意見はありませんか。

伊井委員。

伊井委員 遊休農地に関する措置なんですけれども、去年の調査人数は22人、今年は20人。2人減らしている要因は何ですか。

議長 事務局。

事務局 計画でございますので、農業委員と農地利用最適化推進委員を合わせた数で20人としております。昨年度は事務局職員3人を加えて、22人としたところです。

議長 伊井委員よろしいですか。

伊井委員 はい。わかりました。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 資料の訂正をお願いします。活動計画のⅡ 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題の現状が平成31年3月現在となっておりますが、令和2年3月現在の誤りでございますので、訂正をお願いします。

その下、2 令和元年度の目標及び活動となっておりますが、こちらも令和2年度の誤りでございますので訂正をお願いします。失礼いたしました。

議長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で審議案件は終了しました。

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号から報告第3号までについて事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第3号までについて説明させていただきます。

まず、報告第1号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願についてご報告します。

次第の8ページに1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

次に、報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の9ページに、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が1件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

次に、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の10ページに1件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの報告第1号から報告第3号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

議 長 質問等ないので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会といたします。

(午前10時51分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員